

彼等は大衆を指導する能力なきことを露骨にしてしまった。然るに鉦夫組合により陣容が恢復され、や、共同戦線の建設を二重に之に促すや、應援しりは策動の事とし、宣言傳を發し組合の視聽を誘ふた鉦夫組合を以て二組合の分裂を計り、遺憾なく階級的裏切りを敢てしめぬ。

(2) 彼等は健康保険法の問題を全国的政治闘争の題目たらしめんとしたか未だ全國の組織した労働者の實力には到底全国的闘争とは在り得ず、到る所に闘争上の優位を求むるに、は彼等の運動方針が到底無視の大衆的が綱はれる。

(3) 評議会派の行動は、亦その組織外の意見によつて行はれ、此の昔働組合民主派は此も其の川下、常に天下の官僚主義による支配を北とある。彼等、闘争は、幹部の試験に止り、組合大衆の闘争による訓練と向上を旨無である。

(4) 彼等の内閣より、その運動方針を誤るゝることを脱却するの例は、過半の同盟会派の北野支部聯合の如きがある時、彼等は之を組合同盟、日本労働党の運動によるが如く中核に懸念する並立俾て故に、自己の小児病的な体を努めて應援せんとすることある。

(一方 法)

彼等ばかりの彼等の運動方針の過誤に對して之れを排撃すべく次の方策をとる。

(1) 彼等ばかりの共同戦線なるものは、遂に戦線に混乱に陥れ二分派を策し、以て自己の

批判的な心を涵養人とするものがある。我等は凡ゆる機会を捉へて之れが全体を曝露し、彼等が共同戦線に於ける階級的共同に非ざることを曝露すること。

(2) 彼等一派がこころの行動を凡ゆる機会に於いて批判し、その誤つた戦術を曝露し、以て彼等の運動方針の錯誤を徹底的に闡明すること。

(九)

組合同盟の教育運動方針

確立に關する件

(一) 理由

組合同盟本部提出

組合同盟が我が無産階級解放運動に於て占められた使命を遂行するには、昔常に明確なる理論と、確たる戦術とを以て目的とするを必要とする。而して此れが爲には一般的大衆の如き教育運動方針を確立し、各組合と教育部の努力に依りて實現を期するものがある。

一方 針

(1) 労働階級の歴史的使命を自覺せしめること。

(2) 日本資本主義並に我が無産階級運動の情勢を正確に認識せしめること。

(3) 日本現在に於ける組合運動と無産階級政治運動並に其の他の社会運動との關係を明にすること。